

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

最低資本金に満たない場合

Q: 最低資本金制度が導入されましたが当社(資本金500万円)は何も手続きをしていません。このまま何もしなかった場合、当社はどうなるのでしょうか。

A: 商法の改正により株式会社は1,000万円以上、有限会社は300万円以上という最低資本金制度が導入されました。

この制度は、平成3年4月1日以後の設立法人から適用されますが、それ以前の設立法人については平成8年3月31日まで5年の猶予期間があり、その期間中は現状のまま存続できます。その猶予期間満了後において、増資も組織変更も行わなかった株式会社や有限会社は登記所で洗い出され、最低資本金を満たす増資の登記か組織変更の登記を促すよう官報で公告が行われます。その公告の日から2か月を経過する前に上記のいずれかの登記を行えば、みなし解散は免れますが、この期間が経過しても最低資本金を満たさない場合は、解散したとみなされます。

但し、このみなし解散の日から3年以内限り、増資又は組織変更により会社として存続する事ができます。

